

(第二類 第二号)

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第九号(その一)

昭和四十六年十二月三日(金曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

天野 光晴君

石井 一君

小淵 恵三君

大村 襄治君

木野 晴夫君

佐藤 守良君

關谷 勝利君

田中 龍夫君

三ツ林弥太郎君

武藤 嘉文君

山下 徳夫君

井上 普方君

川俣健二郎君

武部 文君

堀 昌雄君

山口 鶴男君

桑名 義治君

二見 伸明君

田畑 金光君

米原 昶君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

外務大臣 福田 赳夫君

通商産業大臣 田中 角榮君

大蔵大臣臨時代理 角榮君

労働大臣 原 健三郎君

理事 國場 幸昌君

理事 湊 敏郎君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

池田 清志君

宇田 國榮君

大石 八治君

加藤 陽三君

佐藤 文生君

正示啓次郎君

田中伊三次君

谷川 和穂君

箕輪 登君

村田敬次郎君

豊 永光君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

橋崎弥之助君

美濃 政市君

伊藤惣助丸君

斎藤 実君

小平 忠君

東中 光雄君

委員の異動
十二月三日

辞任

大野 明君

西銘 順治君

石川 次夫君

武部 文君

補欠選任

加藤 陽三君

正示啓次郎君

堀 昌雄君

橋崎弥之助君

出席政府委員

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 山中 貞則君

官(總理府總務長官) 西村 直己君

防衛庁長官 高辻 正巳君

内閣法制局長官 砂田 重民君

總理府總務副長 鶴崎 敏君

官 久保 卓也君

防衛庁參事官 穴戸 基男君

防衛庁長官官房 島田 豊君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

防衛施設庁長官 網崎 富司君

を願います。

○床次委員長 この際、おはかりいたします。

議長に提出いたします衆議院沖繩派遣議員団報告書は、当委員会の今後の審査及び調査の参考になると存じますので、これを会議録に掲載いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それらにつきまして、委員各位また国会を通して非常に御心配、御迷惑、いろいろ誤解を生んでいるという点については、私が不明であり不徳であるという点は深くおわびを申し上げる次第であります。

そこで、ちょっと当日のことを記憶をたどってまいりますと、朝の閣議のあとでございます。

当日は記者の方々も四、五名しか集まっておられません。普通の通例の閣議事項を報告して、それから難談、懇談に移りまして、そしてそれで予算委員会に入りまして。その際にジョークを交え冗談を交えていろいろな話が出たことはあったと思いますが、しかし、あくまでもそれは私としまして、またその関係の方々も、まあほんとうの親しい間柄のジョークを交えての話であるというふう

に受け取って帰っておられた次第でございます。したがって、新聞記者会見としては私は懇談前で終わっておりまして、そうして特にそれをはっきり申し上げ、さらに夕方もう一べん私は、万いろいろの問題があつて——私の記憶をたどつてみると、二十数社の方を夜にかけまして再度記者会見いたしましたして、一切私はそういうことについては発言しなかつたから、ひとつオフレコ扱いであるということを確認をさせていただきまして、それは了解をされまして帰ったわけでありまして、それが今日までの経過であります。

ただ非常に問題が、そういうふうな誤解なり御批判を生んでおりますことについては、私が不明であり不徳であることを、十分ここでこの席を通じておわびをしております次第であります。

○床次委員長 堀島雄君、質疑を許します。

○堀委員 いま西村長官のお話を伺っておりますと、まことにおかしい問題が、公の場でますますはつきりしてまいりました。

その第一は、あなたは記憶がはつきりしない、こう言っておられますね。防衛庁は、すでにこの前も横崎委員も指摘をしておりますように、それらの会見については、テープにとつて文書に残してあるというのが慣例ではないのですか。あ

なたはそれを見なかったのですか、それじゃ。どうなんですか。そこからひとつ始めてください。

○西村(直)国務大臣 私の記者会見の発言は、私から申し上げるよりも、内容的には私がどうというより、扱った官房長が来ておりますから、その内容等を明らかにさせていただきたいと思ひます。

○大戸政府委員 長官が閣議に出席されましたと、恒例的に会見をなさいます。その際に官房から広報課長が立ち会うことになっております。一カ月ばかり前の十月二十六日の長官発言が問題になっておりましたので、私広報課長から詳細、当時の状況を聞きました。

そのことについて申し上げますと、当日の会見の状況でございますが、長官は、中国加盟について、国連の表決が行なわれる直前であつたために、記者から国連の中国問題について報告はなかつたかというふうな質問を受けられまして、それに対して国連の件は何もなかつた、閣議のあとで外務大臣が表決は早まるだろうと言つていたというふうに答えておられます。そのほか運輸大臣から近鉄の事故の報告があつたとか、あるいは総務長官から秋の叙勲の報告があつたとかいうふうなことに

ついてお話をしておられます。以上が閣議後の会見の正規なメモに残っております。

その後、そういう会見が一段落ついたところで難談に移つておられました。難談の中で、先日横崎委員から御指摘になりましたようなことが断片的にかわされた、冗談としてかわされた、難談としてかわされた模様でございます。それは笑い話の中でかわされておりますので、難談の中でかわされておりますので、立ち会つております広報課長も正確には記憶いたしておられませんし、また正規な会見の発言でありませんので、メモをとるような状況でもありませんので、メモに残してありません。

先日お尋ねになりましたテープにつきましては申し上げますと、テープはときどきとることがございます。その日のことも、よく調べてみますと

テープにとつたようでございます。しかしテープは磁気テープでございますので、次に使いますとすぐ消えていきます。で、現在では、次々に使つておりますので、当日の状況はテープに残つておりません。正規なメモは、先ほど申し上げたようなものが残つていて、こういう状況でございます。

○堀委員 なるほど、それはテープはまた次に入れば消えるでしょう。しかし、実はこの前、倉石さんが発言をされたときの問題も、同じように懇談というか、難談の中での発言であつたわけでありまして、私は、政府がそれらの問題について慎重を期すのならば、当然公式の記者会見だけでなく、懇談、難談についてもテープをとる——テープをとるといふのは一体どういう目的なんですか。西村長官、テープをあの懇談の際もとつたといふはつきり答弁をしておるのですが、それはとるのは一体何の目的でとつてあるのですか、ちよつとお答えをいただきたい。

○西村(直)国務大臣 私、就任以来、別にそういうテープが存在していることも全然聞いてもおりませんし、私自体は知りません。テープのことは。

○大戸政府委員 テープをとる理由でございますが、ずつと以前からとつておりますが、記者会見の場合に、いろいろな発言がありますが、これはわれわれ事務当局のほうからの便宜もございまして、また会見される記者の皆さん方の便宜もありまして、おかれて来られる方等もありますので、テープにとりまして、あとおかれて来た方々がそれを聞かれる、また出席しない事務当局も聞くと、いろいろ便宜のためにとることもあります。そういう理由でございます。

○堀委員 いま、あとから来た記者の皆さんに聞かせるためにということであつたようでありまして、さつき西村長官は、そのときは四名ないし五名しか出席をしていなかった。それでテープをとつてあるということは、少なくともそのテープをあとから来られた方に回して聞かせたのか、あ

るいはそれを筆記したものでよつて皆さん方に了解を得たのか、いずれかだと思ひますが、それはその実情はどうだったのですか。

○大戸政府委員 正規な会見のとき、もちろん記者の皆さん方おられました。それから、少しおられて来られた方もおられたわけですね。テープはいつものようにとりまして、そして、おかれて来た方々も、正規な会見の状況をテープで聞かれ、かつ、終わりごろはもう冗談話、笑い話が入つておられますから断片的でございますけれども、その辺も聞かれたという状況でございます。

○堀委員 じゃ、官房長に聞きましょう。断片的には何を話したのか。あなたもテープを聞いておるはずだから、断片的なことをひとつ言ひなさい。

○大戸政府委員 先ほど申し上げましたように、正規な記録は、難談、冗談はメモいたさないのが常識でございますから、そのメモは、現在見ましても、その辺のいま御指摘のようなことは残っておりません。

それからテープは、先ほど申し上げたように消えておりますので、それを正確に照合することはできませんが、当時の、一カ月ばかり前の記憶では、先ほど申し上げましたように、横崎委員が御指摘になりますようなこととは、冗談的に笑い話の中に断片的に聞かえていたということが記憶に残つていて、こういう状況でございます。

○堀委員 それでは、その断片的な中身をもう少し確かめようから……。

まず、私もここで提起をしたのは「いや、何もなかつたが、大體中共が国連に加入することは、事態をますます悪くする。」このところは断片的に言つたんですか。あなた、そのところはどうかんですか。はつきりしなさい。

○大戸政府委員 私もそれは正確に記憶いたしております。

○堀委員 そうすると「何言ひか」と呼び、その他発言する者あり。まあいいです。次へ行つてまたやり直すから。

「国連というものは、小国も大国も同じ票を持つておる。いわばいなかの信用組合のようなものだ。いなかの信用組合は一万円も出せば会員になれる。みんな一票をもらえらる。この項はどうなんでしょうか。」

○宍戸政府委員 もともと、先ほど申し上げましたように、テープも笑い話の中で入っておりますので、われわれもそれを正確に聞いておられますし、正確に記憶いたしております。よく西村大臣は冗談言われますので、いつものような冗談だなどというふうに私は、当時受け取りました。ただ、しいていいますから記憶をたどれば、国連云々とか、一票とかいうふうなことは、当時聞いたという程度の記憶しかございません。

○堀委員 ちよつと総理にお伺いをいたします。あなた、いまのやりとりをお聞きになつていてどうお考えですか。私たちがこの問題を非常に重要視をいたしておりますのは、いま日本は、総理はこれまで国連中心主義というところで何回も御発言になつておるわけです。その国連に対してきわめて重大な発言を、たとえ懇談の中でも現職の国務大臣がしておるといふことは、これは佐藤内閣にとつては重大な問題だと私は考へておるわけです。いまのあの官房長の答弁は、あれは一体、あんなあいまいなことで、総理や私たちがいる前でものごとがごまかせるはずがないにもかかわらず、ごまかそうとしておる態度は明らかではないですか。総理から一べん、これらについてははつきりしたことを答えるように、総理大臣としてひとつ官房長に命じていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 過日のこの席における西村君の記者会見のその場の話、これは私もまことに重大だと思つて、昨日西村君自身から私は実情を聴取いたしました。

そうすると、先ほど西村君がこの席で答えたように、まあ何ぶんにも古いことですから十分の記憶はございませんということがあります。ただいま官房長からもいろいろ報告がありました。私

は、皆さん方が御不満であり、いろいろこの問題めづつて御意見を持たれておる、このことは私も同様でございますので、実は私自身が、先ほど申すように西村君から直接昨日聞いたばかりであります。まあその趣旨から申しまして、とにかく過去のことをいまさら言つてみても、もう済んだことだ、十分記憶のないものをとやかく言つてもしかたがないように思ふ。しかしながら、どうも国務大臣というものは、発言を氣をつけてもらわなければ困る。ただ単に冗談だろうが何だろうが、言うべきことと言つてはならないこと、これがあつてはだ。それらの点は十分、国務大臣ともならば区別して判断されるだろうから、そういうことを十分考えた上で発言されるように、こういうことを実は申して、昨日別れたばかりでございます。私は、ただいまのことを考へながら、とにかく片言隻句、これを慎重にやらないことには、いろいろの誤解を受ける。ましてや、ただいま日本の当面する問題としては一番大きな問題だ。何といつてもアジアの問題で中国の問題、中国と日本との関係、この国交の正常化をはかるというそのやさきに、これについての考へ方があまりにも軽率ではないか、ことにまた、国連を中心にしてのわが国の外交が展開されている。そういう場合に、国連を誹謗するがごとき、あるいはほとんど意味のないものかのようにこれを言うことは、それはたいへんな間違ひだ、こういうことと十分注意をするようにいたしましたわけであります。

私は、それらの点について、ただいまのようなお話のありましたことをまことに遺憾に思ひます。私は、これからも国務大臣すべてが同じような気持ちでその発言を慎重にする。もちろん事實は事実として報告する、そういうことではじめて記者会見も役立つ、かように思ひますので、ただ口封じをするだけが目的ではございませんが、私はその点でもつと正確に、また善悪ことにジョークというふうな事柄で済ませる問題ではないのだ。絶えず公の立場でわれわれは行動する、そういうことに心がけなければならぬということをよく注意したような次第でございます。

○堀委員 いま総理もはつきり言つておられるけれども、この中に書いてあることは、實際問題としてこれはジョークというふうなものではないのじやないですか。ちよつと私がお願ひをした答弁でない答弁が総理から出ましたから、引き続き官房長からこの最後までを聞くことにします。それでは、何かまずいことが起こると、おれにも権利があるといつて騒ぎ、あげくの果てにはそろばんでなぐり合ひをするようになる、このところはどうかですか。はつきり言ひなさい。

○宍戸政府委員 たびたび繰り返すようで恐縮でございますけれども、先ほど申し上げたような状況でございますので、一字一句記憶いたしておりませんし、記録も残つておりません。いまお話しのような点は、私は正確には記憶いたしておりません。

○堀委員 正確に記憶をしてないというなら、記憶がないというわけじゃないわけですね。大体そろばんでなぐり合うなんというふうな話は、いまだ聞けばそんな簡単に忘れるような話でないと思ひます。正確でなければ、不正確でもいいから答へなさい。(発言する者あり)

○床次委員長 静粛をお願いいたします。

○宍戸政府委員 断片的なテープ、笑い声を交えたテープの状況でございますので、いまお読みになりましたようなことがずっと論理的に明確に取りかわされてゐるわけではなかったということとで、正確に記憶していない、そういう断片的な話かごさいませぬ。

○堀委員 断片的なところだけ、あなたのほうから言ひなさい。

○宍戸政府委員 いまお示しになりましたようなことについては記憶がございません。

○堀委員 さつきから聞いておると、要するに国連のことについては記憶がない。それから、小国も大国もいろいろの記憶がない。信用組合の話は

それでは記憶があるのですか。

○宍戸政府委員 先ほど申し上げましたけれども、国連云々というふうな話は出ておつたように記憶いたしております。それから、一票云々のような話が途中で出ておつたようにも記憶いたしております。それから信用組合の点はどうも記憶がさだかでございます。そういう状況でございます。

○堀委員 その次に、それでは、国連もまたそのとおりだ、中共が入つてくれば国連はますます悪くなるかもしれない、決してよくなるとは考へられない、何も私は字句を一字一句言つてゐるわけじゃないのですよ。言つた内容の話をしているのだから、それでは、国連とここについて中共、中華人民共和國との関連、この二つについては断片の中に発言があつたのですか、なかつたのですか。答えてください。

○宍戸政府委員 そういふお話でございますと、中国があるいは中共でしたか、正確でございますが、私が、そういう御発言があつたやうでございます。いいとか悪いとかいふことについては、私記憶いたしておりません。

○堀委員 それではモルジブの話は、これは記憶があるでしょう。これは非常に珍しい名前前の国でもある。

○宍戸政府委員 モルジブでしたか、私聞きなれない名前なものですから、その辺は何か変な名前前の国のことをおっしゃつたなという程度の記憶しかございません。(発言する者あり)

○床次委員長 静粛をお願いいたします。

○堀委員 西村長官、いまこれは第三者がテープを聞いたという中でのいまの話です。それでもあなた自身は、いまさつきこつていふに言つておられます。要するに、記憶をたどると懇談、雑談の中でジョーク、冗談を交えて話をした、はつきりあなたは言つておられるわけです。冗談とは一体何であつたのか、ちよつと答えてください、冗談の中身。

○西村(直)国務大臣 記者会見済んであとの雑談でございますが、私も、したがって相手の方々も少数であります。きわめてリラックスな中でお話ししましたから、私としてもほとんど記憶はなくて、昨日か、横崎委員から御指摘あつて、いろいろ記憶をたどつてみた次第でありまして、あまり深いことは私は存じていない次第であります。

○堀委員 あなたはそれでは総理に何を報告したのですか。あなたが総理に報告されたこと、総理からいま私はお話を聞けば、大体この問題について総理はお答えになっておるわけだから、あなたが総理にどう報告したのか、ここで明らかにしてもらいたい。

○西村(直)国務大臣 はつきり申し上げます。まず第一に、私は総理には、とにかく私の言動について国会でいろいろ御批判いただくというのには非常に残念遺憾なことであります。また国会を通じて私はそれは申し上げたいと思ひます。経過をずっと申し上げまして、当日は少数の方であつて、ほんとうに普通のことを話したのだが、それで記者会見は終わつて、それで懇談ですがということの中で、いろいろそういう気持ちをお話したように思ふが、それはもうほんとうにあれております。記憶も十分でございせんが、ただし念のためさらに夜ももう一べん、そういうようなきよりの会見は、あの会見だけであつて別にオフレコである、内容はいいのだ、こういうこととして、各社とも御了解をいただいてお別れをしたわけでありまして、各社ともしたがって別に何もない、夜の記者会見ではほかのお話をやはりいたしましたけれども、もし私の発言でもいろいろな誤解を生むような懇談の中であれば、それはもうなかったことにいたしました、こう言つてお別れをしたわけでありまして、別に発言の記憶はないわけでありまして。

○堀委員 あなたが夜の記者会見で、午後ですが、記者会見で、誤解を生むことがあるということと言つた以上は、誤解を生む原因がなければおかしいじゃないですか。誤解を生む原因ですね、

あなたいま総理に話した中で、ジョークと言つたというけれども、ジョークの中身を言つてないじゃないですか。あなたがジョークだ、冗談だといふ以上は、冗談の中身を言わなければおかしいじゃないですか。それが信用組合を引き合ひに出した国連の話じゃないですか、それが冗談以外にこの中には冗談になるような部分がないじゃないですか、はつきりしてござい。あなたいま自分で私の質問に対して、ジョーク、冗談を交えて言つた、あとから、皆さんにただ二十数名の記者に出てもらつて、そうして誤解を生むようなことが一つあつたから、それを取り消したい、要するにオフレコにしてくれ、それでオフレコになつた。オフレコになれば問題は済むわけではないじゃないですか。あなたが話したことが問題なんじゃないですか。あなたが話したその問題を聞いていられるわけです。あなたがいま総理に言つたことの中で、いま私がお伺いしておるところを、誤解を生むというの、何が誤解を生むおそれがあつたのか、はつきり答えてもらいたい。

○西村(直)国務大臣 何しろ一カ月前のことでありまして、私も正確な記憶はないわけでありまして。ただしたがって、防衛庁のほうの記録も調べてもらいました。私自身が見るよりも、とつた責任者連中がどういふことと——正規の発言が残つております。したがつて経過としては、私はいろいろな雑談の中には、いろいろな話が出ますから、そういう中でいろいろな問題が出た場合には、ひとつそういうことはもう私はないことなんだ、御了解はいただいております、こういう意味でございまして。

○堀委員 そういうことはいいことなんだというの、何かなければそういうことはないことなんだと、いまあなた自分で言つておられるけれども、私が尋ねておることに正確に答えてもらわなければ、幾らでも時間がたつただけではないですか。問題は、何か問題があることだけははつきりしているわけですが、ここでああなたの答弁の中で、冗談の問題、誤解を生むおそれがある、そういうことは

ないことにしてくれ、そういうことは何か、誤解を生むというの、一体何が誤解を生むのか、冗談とは何か、はつきり答えてください。

○西村(直)国務大臣 雑談でございまして、それ以外にもいろいろな話が出ておりますから、私は一括してそういうことを申し上げたので、記憶は十分ではありません。雑談で、軽い気持ちでお互いに少数の方でやつておりますから……

○堀委員 しかし、冗談というのなら、その日の冗談というのは一体何か、言つたらいいじゃないですか。あなたが、誤解を招くおそれがあるというの、何か、そういうことは取り消してもらいたいという、そういうことは何か、そこを私は聞いておるのです。たくさん話したからわからぬなんというんじゃないですか。あなたが自分で答えておるのだから、誤解を招くおそれがあるというの、一体何か、そういうことはやめてもらいたい、取り消してもらいたい、オフレコにしてもらいたいという、そういうことというの、一体何か。これが冗談に誤解があるんでしょう。それと冗談と関係ないんですか、あるんですか。

○西村(直)国務大臣 再々申し上げますけれども、記者会見が終つて、そうして雑談に移りまして、少数の方と雑談をしましたから、その内容は私はほんとうに一カ月の間忘れておつた。したがつて、最近になつていろいろ思い出して見ますけれども、そういうことは一々覚えていないという事です。

○堀委員 総理大臣、私はものごとを論理的に考えたと思つておるのです。いま私が西村長官とやりとりをしておる中で、西村長官は自分から最初にはつきりジョーク、冗談を交えて言つた、こう言つておられるわけですね。だから、それは冗談だといふ以上は、冗談であつた何かをあなたは聞き取つた、私は思ふのです。これが第一点、第二点、誤解を生む、そういうことはなかったことにしてくれ、これもいづれも適切でない発言があつたから誤解を生む、そういうことはないこと

にしてくれということであることに論理的な間違いがないと思ふのです。そのことを、そのまま自分で話しながら、一國の国務大臣がしらを切つて逃げ切つたなどということは、これは重大な問題です。総理、あなたは総理大臣として、閣内における国務大臣がこのようなことで責任を回避しようとしておることを黙つておられるはずはないと思ひます。一体、総理はこの部分についてはどういふふうにお聞きになつたのか、お答えをいただきたいと思ふのです。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどもお答えいたしましたように、私は事柄がまことに重大だ、かように思ふから、西村君に来てもらひまして、西村君から直接聴取いたしました。しかし、ただいま言われる点については、これは冗談も交えて私は記者会見をいたしましたということでもございまして、冗談とは一体どの点か、ここまでは実は私自身も押さなかつたのです。これは、私自身がしばしば記者会見をいたします際に、しばしば冗談を交えて話したことがあります。そういう事柄を一つ一つ私その経験がありますから、君はこの点が冗談だつたのか、どういふ冗談を言つたのか、そこまで私が聞けばお答えがでますが、私も自分自身の記者会見から、記者会見をする以上、みんなかたい気持ちでその問を過すわけでもないから、時には冗談も出るだろう。だから、そういうものに責任をとるといふ、そういう態度は必ずしも望ましいことではない、こういうふうに私は思ひます。

そこで、ただ冗談では済ませられることと済ませないことがある。どうも国務大臣というものは、そういう意味で冗談であつても冗談の話はしてはならないことがあるのだ。そういう点は、自分で十分その事柄をわきまえて発表すべきではないか。私はその中身を覚えて聞かないけれども、かくあつてはいいんだ。今後ひとつ注意してほしい。こういうことで、実は私自身もいま言われるように論理的にいわれる取り調べという立場ではないものですから、いまのよう

○堀委員　それでは、西村長官、そこまでは聞かなかったと総理もおっしゃっておりますが、今度は国民が聞いているわけですから。総理が聞かれたのはそこまででしょう。じゃ、いまの冗談の中身は何か、誤解を生むおそれのあるものは何か、そういうことはなかったことにしてくれという、そのそういうことは何かを国民を代表して私は聞いておるわけですよ。国務大臣として、国務大臣の責任において国民の前に明らかにしてもらいたい。

○西村(直)國務大臣　私も予算委員会が迫っておりますから、短い時間でありますし、きわめて少数の方ですから、そういったような親しさをもつて、お互いに――官房長に言わせると笑い声が入っておったというが、私はそういう意味でいろいろな難談はときどきします。それを一々――私もいろいろな方に会いますし、長い時間たっております、月日もたっておりますから、別に私は事こまかにそれが何であるかということは記憶はいたしておらないのであります。

○堀委員 よろしゅうございますか。あなたが言つたことは、聞いておる人間が四名か五名、あわせてあとからテープを聞いた人を含めれば、たくさんの人が聞いておるわけでしょう。あなたはオフレコになっておるから、わからなはいのだからしらを切つて逃げよう、こういう考えもあるかもしれません。しかし、それじゃあなたは一体国務大臣として自分の発言に責任が持てないのですか。どういふことなんですか。あなたは忘れさえずれば何でも言つていいということなんですか。少なくともさっき官房長は、国連と中国の間

おられる。この前、平泉長官は、ああいう事故が起きました、これはあなたの発言の問題とは違つて、長官として部下の問題に対する責任だったけれども、直ちに総理に口頭で辭職を申し出られたとわれわれは新聞で承知をしておるわけです。よ。初めて國務大臣になった人が、まだ十分の任期を重ねないうちにでも、自分に責任があると感じればそのような態度をとつておられるわけです。あなたがこゝでしらを切るのは、國務大臣として残りたいからしらを切つておるのですか。政治家と

してのあなた自身の考えなんですか。どうなんですか、一体、そこは。

○西村(直)國務大臣 別にそういう問題を私は考へて言っているわけじゃありません。記者会見で正式のお話をして、雑談でございますから、私もほんとうに少数の方と雑談申し上げた、こういうことでございます。ただ、そういうような中からいろいろな問題が出やすいといけないというの、私としても気をつけていかなければならぬし、また、そういうことがうわさに出てきたとい

うことならば、私としても不明のいたすところ
で、おわびをしなければならぬ、こう申し上げて
いる次第であります。

○**檜崎委員** 関連。この問題は、単なる放言、食
言あるいは冗談では済まされない問題が含まれて
おるわけです。そして、この問題には白か黒かが
あって、灰色はないわけです。あなたがうそを言
言っておるか、私がありもしないことを言ってい
るか、二つに一つなんです。だから、うそを言っ
たほうがやめなくちゃいけない。あなたがやめる
か、私がやめるかです。灰色では済まされない問

ま、覚えがない。あるいは忘れたとおっしゃる。単なることばならば、忘れるとか覚えがないというところで通るかもしれません。しかし、この発言の中にはあなたの思想性が出ておるのです。あなたのものの考え方あるいは評価が出ているんです。それをもしあなたが忘れるとするならば、あなたは、大臣どころか衆議院議員としての資格もありませんよ。単なることばじゃないんです、これ。あなたは先ほどちょっと言われましたが、二十六日の夜、二十数人関係者を集められて、そ

してあれはなかつたことにしてくれ、オフレコにしてくれといふことを頼んだら、新聞記者はそれを了承したとさつきおつしやいましたね。したがつて、朝のあなたの発言はオフレコではなかつた。少なくともオフレコといふことばをあなたが言つたかどうか知りませんが、あなたのことばでは言つたと言ふんだが、その時期は夜の記者会見の時期であります。なぜあなたはオフレコにわざとわざしたのですか。なぜしたんです。その内容が明らかにされると都合が悪いからオフレコにされ

たのですか。どうなんでしょうか。

○西村(重) 国務大臣 朝の記者会見のあとの雑談でも、もちろんこれは雑談でございます。したがって、それはそれなりですけれども、ただ少数の方しかいらっしやいませんか、私としては、やはり夜にも大ぜいお集まりになってから、その機会をとらまえてそういうふうに申し上げたわけでありまして、もう午前の雑談であることは、当然立ち会った方々も懇談のうちで、リラックスの中でお話し合いをいたしました。

○床次委員長 関連質疑としてお許ししたのです

○権略委員 二十六日の夜なされたことは、あなた自身が明らかにされたが、そのあくる日、あなたは政治部長に集まっていた記憶はないですか。それもお忘れになりましたか。そしてまた、二十六日の当夜と同じことを、あれはなかったこととしてくれという要請を、各社政治部長にお集まりいただいて再びなされたという記憶はありませんか。

○西村(直)国務大臣 まあ政治部長さん方とは私もちよいちよいおつき合いが各社ございますし、

したがって二月にへんが三月にへんときと
き集まっては雑談をさせていただいております。
したがって、そこでそういうことを頼んだとか、
そういうことはございませんです。

○**檜崎委員** もう一度思い出してください。二十
七日ごろ、あくる日です。一月や二月に一度の訴
をしておるんじゃないんです、私は。あくる日に
そういう機会をつくられた覚えはないんですか。

○**西村(重)国務大臣** 政治部長さん方、出られた
方もあるし多少欠席なすった方もある、覚えてお

りません。そのころとにかく久しぶりだから、あまりましやうということで、そういう会があつたことは事実でございす。

○**檜崎委員** やつと記憶がだんだん鮮明になられたやうであります。あなたは二十七日、各社政治部長にわざわざお集まりをいただいて、二十六日の夜、関係記者、防衛庁詰めの記者に言われたと同じことをあなたは言われた。なぜ、それほどまでに二十六日朝のあなたの記者会見の内容を表に出ないやうに、あなたは異常な熱意でそういうことをされたのか。ということは、その内容がやけ

り重大だからでしょう。それほどの努力をされたその内容は、あなたは重大であると考えたからそうされた、それをあなたは忘れられたのですか。

○西村(直)国務大臣 私のもやっております、まあ政治部長会見なんていうものじゃございませぬが、政治に關係させてもらっておりますから、とささやっております。したがって、そのころさうやう、やろやないかといつて、前から計画しておいた。お忙しい方ですから急に集まれといつたて集まれるものでございませぬので、そのころさうやうと—その前であるかあとであるかは記憶ありませんが、とにかく政治部長さんと夜食をして、ゆつくり三時間ぐらいいめしを食つていろいろ話したことはたしか覚えております。ただ、日取りその他は覚えておりません。

○榑崎委員 それではもう一度お伺いします。二十六日の夜、それから二十七日、こういつた会見でなぜオレフコにされたのですか、あとから。

○西村(直)国務大臣 朝は難談でございますから、当然これは、率直に申しますと懇談、難談、オレフコであります。しかし、私どもは、よくさういうことでも、ちやうど今いろいろな政治情勢も変わる時期であるから、まあ夜集まろう、さうして集まりました際に、けさ難談でいろいろ言つておつたけれども、正規にはこういふ気持ちだ、どうぞさういふ点を御了解をさらにいただい

ておく、難談でございますから、当然これは裏をひっくり返せば懇談あるいはオレフコ、こういふことが出るのは当然だと私は思ひまして、さういふふうにお話をしたわけでございします。

○榑崎委員 ちよつと事態を明確にお伺いしますか。

○床次委員長 関連質問ですから、簡潔にお願いします。

○榑崎委員 当日のテープを筆写した方はだれですか、広報課の。

○大戸政府委員 広報課長が立ち会ひまして、広報課員がメモをつくりました。金子三佐だと思ひます。

○榑崎委員 そのテープを、先ほどおっしゃいましたとおり、記者会見に間に合わなかった新聞記者の人が聞きに参りましたですね。どうですか、その事実は。

○大戸政府委員 おくれてきた人が聞いております。

○榑崎委員 そうすると、一応その内容は広範囲にわたつて明確になつておるはずであります。

外務大臣にお伺いいたしますが、モルジブという国はどこにあつて、どのくらいの人口か御存じですか。

○井川政府委員 モルジブという国は、一九六五年七月二十六日に独立いたしました。人口が約十一万、国連加盟が六五年九月二十一日で、インド洋に所在しておる国でございます。

○榑崎委員 そのとおりであります。外務大臣でも御存じないようなそのような国を、わざわざ西村長官は記者会見の中で出されておる。それを忘れたとおっしゃいますか、西村さん。それも忘れたとおっしゃいますか。そんな外務大臣も知らないような国の名前をあなたはあげておる。それでもあなたは、そのことも忘れたとおっしゃいますか。

○西村(直)国務大臣 モルジブという国であるかどうか知りませんが、小さい国があることは私もうすうす知つております。

○榑崎委員 私は、あなた、知つておるかどうかい、あるいは単なる放言ではない、単なる冗談ではない、非常に重視する一つの問題点を新しく出してみたいと思ひます。それは、いまから約一

週前です。政府・自民党の領袖で、国連外交の最高の衝に当たつた有力議員の発言であります。私は、その方の責任を追及するわけではありませ

んから、名前は申し上げません。講演をされた内容の一部を御披露いたします。たくさんあります

が、この問題に關連のあるところを指摘してみたいと思ひます。

「とにかく国連は、もはや一株の悪徳株主が強い株主總會のようなもので、アルバニア決議が通つたときは支持派の代表が興奮してこゝ手を振つて踊りまわるといふ、まあいまままでの国際會議などでは見られないような状況であつた。『日本やアメリカが中国の加盟阻止を続けてきた結果、日本のマスコミはもちろんで世界じゅうが中国をもてはやして、実力以上の超大国に仕立てあげてしまつてゐることだ。一方オマールなど、皆さ

んどどこにあるかも知らないと思ひが、人口八万といつた小国が自己顕示欲が強いといふかナシ。ナリズムにかられておる、米ソへの反感もあつて、中国に前もつて親を通じておこつていふ潮が流れてゐる。こういふ状況をそのままにしておいていかどうか。中国へ、中国へとなくくような状況をそのままにしておいていか。』途中を省きます。『いずれにしても、八万くらいの人口の国の存在が否認されることはや耐え忍びがたい。国連外交は思い切るべきだ。』いいですか、

「国連外交は思い切るべきだ。』いゝですか、は日独を敵国扱いしてゐるし、加えて五大国といまやすべて核武装国。ヤルタ体制の再現である。われわれはこうした主張を国民の中に広げていきたいと思つてゐる。中国、中国とはかり浮か

に加盟した後の国連外交については、いわゆる軌道修正をする、つまり脱国連外交の方向へといふ考え方があつたのではないかと私は思はざるを得ません。といふことは、表面では總理は、この国会でしばしば明らかにされておるとおり、国連中心の外交方針は変わらないとおっしゃつてゐるし、中国の加盟を歓迎するとおっしゃつてゐるけれども、しかし腹の中はさうではない。これが腹の中だ。つまり二枚舌外交と申し上げる。口と腹と違ふものが佐藤内閣にあるのではないかと。さういふ意味で私は、この発言はまことに重大である。そしてしかも、いま私があえてこの放言があるいは記者会見が、冗談あるいは放言で済まされたいといふ理由は、いま私が申し上げたとおり、これは佐藤内閣の国連外交の一つの軌道修正と關係があるのではないかと。しかもその軌道修正とは何か。中国が国連に加盟した後の国連は、これをだんだん輕視していく、そして中国を侮蔑するといふ内容も含まれてゐる。さういふ評價をあなたはしてゐる。西村さん、その思想性がそこに出てゐるのだ。しかもあなたは、いままさにこの特別委員會にかかつてゐる重要法案である公用地暫定使用法の提案者である。しかも、沖縄県民とともにわれわれが不安を訴えておる沖縄への六千八百人の自衛隊の配備、これをあなたは指揮する長官である。さういふ観点から、中国に對するあなたのこの評價、これは重大な關係が當委員會の審議上ある、このように私は思ひます。したがつて、この問題は單なる冗談では済まされな。私はこのやうな長官を任命された佐藤總理の責任も重大であらうと思ひます。これは單なる灰色の問題では済まされな。私は、白黒かこの際のはっきりして

の出処進退を考えるべきである、このように私は思っています。

○西村(直)國務大臣 内閣の方針でございまして、連外交、加盟国尊重、大事なことでありまして、また私は、米中等の接近は、この国会を通じて、もしばしば緊張緩和に非常に役に立つべきものだ、こういうふうな御説明なり御答弁なり申し上げておる次第でありまして、私自身は、そういうことをこの国会におきましても発言をしばしばいたしておるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 私がいまお答えしたいのは、橋崎君が五日前の事件について読み上げられました。私はその話は聞いておりませんが、私も、いままでの国連中心外交方針、この軌道修正はいたしていません。そのことをはっきり申し上げたいのです。これはたいへんな重大なる事情だと思っておりますので、これだけははっきりしておきたい。

その例をいたしましては、昨日パキスタンのヤヒア・カーン大統領の代理者が見えました。そうしていただいた印パ紛争についていろいろアピールを行なわれました。それに対して、私は外務大臣とともにその代理者に接して、そしてまずわれわれの認めておる国際的平和機構、国連に働きかけること、また日本はそのことを心から願っておる、こういう話もし、同時にまた、難民の救助等についても、国連を中心にして、そうして各国提携してその救済に乗り出す、こういう考えから、この点も了承してくださいという話をしたばかりであります。いまの一週間前という、いかにも重大なる事態の変更があったかのように言われるが、私は昨日、ただいまのようにパキスタンの代表と話をしたばかりでありますから、ただいまの方針は変わっておりません。このことだけを申し上げて、ぜひ誤解のないようにお願いいたします。

○床次委員長 他にも閣連質問の申し出がありますので、ひとつ簡潔にお願いいたします。

○堀委員 いま橋崎委員から政策の部分について

の話がありました。私が取り上げておるのは政策以前の話であるところの、はっきり言ったことを言わなかったと云って、これだけ論理的にはつきりしておりながら逃げ切ろうという態度にあるわけですね。いま防衛庁長官の下には自衛隊二十数万人の人間がいるのでしよう。これがみな防衛庁長官にならって、自分たちの行動について責任を持たない、発言について責任を持たなければ、一体これはどういふことになるのですか。私は、この問題は防衛庁長官としての職責から見ても、政治家としても、國務大臣としても、自分が発言したことに責任を持たないようなことが政府の中に行なわれることは、これは重大だと思っております。納得ができないわけでありまして。

閣連質問があるものでありますから……。

○床次委員長 伊藤惣助丸君より閣連質問の申し出がありますので、この際これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤惣助丸委員 最近の冷凍食品は火にかければその鮮度が戻る、こういわれております。西村防衛庁長官の発言がこのたぐいの発言であり、いままでの論議にもありますように、これが事実とすればたいへんな重大な失言であると私は思います。

そこで一番最初に、堀委員が確認した件について私も再度確認したいと思っております。堀委員は、冒頭にありまして橋崎委員が指摘したこのメモについて、大戸官房長はその点はどうなのか、こういう点について質問したわけでありまして、官房長は、そのような指摘が——指摘というよりもそのような発言があったという点を明らかに認めておられます。その点についてもう一回官房長にこの指摘のあった点について、このような発言があったという点を再度確認したいと思っております。

○大戸政府委員 先ほど申し上げましたけれども、閣議後の定例会見で閣議の模様を発言しております。そのメモは残っておりません。御指摘のような発言については、メモは残っていないというところでございます。記憶によって御説明をした

わけでございますが、一たんそういう正規の閣議の模様のお話が済んで一段落したところで、雑談的に、断片的にそういう御指摘のようなことが——全部ではございません。論理的にずっとお話しになっていくわけじゃありません。先ほど私がお答え申し上げましたようなことを私は記憶いたしておりますし、記憶いたしてないことは記憶いたしてないとお答え申し上げましたとおりでございます。そして、そういう状況で残っていた、それを聞いたというのを申し上げました。そのテープはすでにご覧になっていないので、私も、いま御指摘のようないことが正確にあったかどうかは存じていない、記憶していないわけでございますが、御指摘になりますと先ほど申し上げました程度のことを思い出すということでございます。

○伊藤(惣)委員 それではもう一回、この当時の雑談における発言の趣旨について、すでに新聞等において明らかに公表されておりますので、この点も一回読み上げますから、この中のどこが違ふか、それをそれでは何というと思います。「中共が国連に加入する」とは、事態をますます悪くする。国連というものは、小国と大國も同じ票を持つてゐる。いわばいなかの信用組合のようなものだ。いなかの信用組合は一万円も出せば会員になれる。みんな一票をもらえる。何かまずいことが起こると、おれにも権利があるといつて騒ぎ、あげくの果てには、そろばんでなぐり合ひするようなことになる。国連もまさにそのとおりだ。中共が入ってくれば、国連はますます悪くなるかもしれない。決してよくなることは考えられない。動搖して国連中心がはたして続くかどうか疑問だ。アメリカは大國だが、モルジブなんかひどい國だ。土人國だ。こういうのも一票持っているんだ。こういうことでございますが、この中のどこがどうか、その点について伺いたいと思ひます。

○大戸政府委員 せんだつての委員会では、橋崎委員が記者会見の要旨だということでお配りになりましたので、私もそれを拝見いたしました。伊藤先生からいまそれを読み上げられたわけでございますが、私は、せんだつてお配りになりましたメモによつて、こういうことがいわれるわけだといひますか、お話しになっているのだなというところを承知いたしました。そこで、一月前の記憶をたどつてみますと、こういうふうな論理的にずっとお話しがついていくわけではございません。私の記憶によつてずっとたどつてみますけれども、そういうふうなことはなかった。笑い声とか雑談の間にいろいろな話が聞こえておつたというふうな、これをもつて思い出すわけでございます。その思い出すのも、先ほど御指摘がいろいろございましたが、中国とか中共とか、あるいは国連とか小國とか一票とか、何か私の聞きなれない國の名前とかいうふうなことが断片的に聞こえておつたなというのを思い出す、その程度でございます。

「発言する者あり」

○床次委員長 御静粛に願ひます。

○伊藤(惣)委員 ただいまの私の質問について、官房長は正確に答弁してありません。しかし、すでに前段において、橋崎委員のこの断片的な発言についてはほぼ認めていらつしやいます。私は、その前提に立つて質問をしない限り水かけ論になると思ひます。そこで、問題は、先ほど来防衛庁長官もそうでありまして、テープがないのだから、証拠はないのだから、忘れたのだから、こういうような発言ばかりであります。しかし、私たちがたとえ裁判の席上において証拠にする場合、テープの問題は、これは状況証拠になるけれども、公開されたメモあるいはまた速記というものは重大な証拠になるといわれております。あなたがテープがないと言つて何と云つて、このようにならぬメモが新聞にも出、そしてまたそれについて何らそれは言っていないという否定がない限り、既定の事実があったと國民は受け取つております。そこで私は伺ひたいのであります。このような重大な発言、そしてまた否定できないというふうな、ただ単に忘れたと云ふというふうな長官のそういう態度、それをきびしく私は追及するわけでございます。

すが、同時に、私は、これから申し上げることも含めて防衛庁長官に質問し、また総理の責任についてその所信を伺いたいと思うわけでありませう。

防衛庁長官は、去る十月十一日、丸の内外人記者クラブで演説しました。その内容は、簡単に申し上げますと、これまでの政府の見解は、憲法

第九条に違反し、自衛隊法上もいかなる場合でも海外派兵はできないというものであったわけでありませう。ところが、あなたの発言には、災害派遣

という名目であるといえ、要するに海外派兵の道を開く重大な発言をあなたは行ないました。そして多くの国民に疑惑や不安を高めました。この

点については、佐藤総理が先月の三十日にこの委員会において、はっきりとそのような海外派遣、派兵はしない、こういうふうに否定なさいました。

要するに防衛庁長官のそのものの考え方、発想というものは、今回のこの国連の講義、いわゆるいなかの信用組合のようなものだといふ、こういうような発想というものがそれが軌を一にしている、そこが私は問題であると思ひます。

さらに、これは朝霞の自衛隊の刺殺事件であります。これはつい最近、その事件の真相が明るみに出ました。現職自衛官が手引きをして、元自衛官とはかつて自衛官を殺害した、こういう重大な事件が発生しているわけでありませう。このような事件は、自衛隊始まって以来の重大事件であります。しかも現職の自衛官はまだほかにいる、このような疑いさへもある事件であります。このこと

について西村長官、あなたはこうおっしゃっていますね。この事件の今後の処置などについては、まだ情報程度で、十分な内容の報告を聞いた上で考えたい、いずれにしても自衛隊員が関係していることは残念だと言っております。

このような重大な事件が起きたときに、このような重大な事件が自衛隊内部から発生したというところについては、ますます長官、あなたはその責任をどのように感じているか、またあなたは、いち早く責任を明らかにして次の手を打つべきが防衛庁長官だろうと私は思ひます。そしてま

た今度のことについては、長官はいまだにその責任をいまだに明確な今後の処置について発言していないのであります。まず長官に、その点についてどのような、私がいま申し上げました中でお考えなのか、伺いたいと思ひます。

○西村(直)国務大臣 朝霞の自衛官の事件は、まことに申しわけない事件であります。元自衛官三名の中に現職の自衛官——これはもちろんやめてはおりますが、現役のときにそういう事件に関係したことは捜査当局から聞かされて、私も非常に申しわけない。内容等については、捜査当局におまかせはいたしておる次第であります。一昨々日でございますか、参議院の本会議を通じても国民の皆さまに深くおわびをした次第でございます。またこの席を通じまして、非常に申しわけないということを申し上げる次第であります。

そこで、起こりました事件につきまして、われわれも直ちに謙虚な反省を加へまして、まず第一は、全実施部隊関係諸機関に対しまして、次官名の異例な強い通達を出して、その内容を中心に関係諸隊を中心の会議、全国集めまして、幕僚長等を中心の厳重な示達をやらせております。

主として、第一は、何と申しましては隊員は、自衛隊というものは国民に奉仕をしていく、国民に信頼度を高めていかなければ存在意義がない、そういう意味で第一は規律の厳守であります。

また第二番目には、できる限り共同生活をやっております中心になる指導者が、身上把握なり生活把握なりをしつかりしていくというようなことを、先般の九月の最高幹部会でも私はそれを中心

に話したのでありますが、まだ十分な浸透ができてない結果、そういう結果が出たことは申しわけないと思ひます。

また隊員の教育、訓練、募集の反省、こういうようなこともあわせて今回検討なり何なりをいたしております。

かたわら基地は、やるべき警備はやはりしっかりといて、こういうようなことで、今回の事

件は、心から国民の皆さまにおわびをしておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 私は、その朝霞事件の問題について説明しろと言っているわけではなくて、やはり政治問題として考えた場合、防衛庁長官としての責任ある態度を伺ったわけでありませうが、ただ申しわけないと言っただけでありまして、何ら前向きな長官の誠意ある、責任ある答弁がなかったようでございます。

そこで、私は外務大臣に伺いたい。このメモに關する限り、私は、たとえ閣僚が冗談だとは言つても、先ほど来の総理の発言ではございませんけれども、冗談では済まされません。さらにまた、それが事実であれば重大なことだ、こう総理もおっしゃっております。さらにまた現在アジアの問題、中国の問題があるときに、国連を講義する

ような発言は間違いだ、このように総理は先ほど明確におっしゃいました。そこで外務大臣に伺いたいわけでありませうけれども、私たちはこう認識しております。日本の外交は国連中心外交である。ところがこの断片的な難談の中から見てまいりますと、西村防衛庁長官は、いわゆる国連中心というものはなく、国連を講義し、むしろ中国の国連参加に対して批判し、そのことによつて

国連が今後は混乱する、いなかの信用組合と同じようになるのではないか、こういうような一つの発言について、私は、閣僚でありますからその外交をそのように転換する考えがあるのかないのか、またこれからの日本の外交はどうあるべきなのか、それを明確に外務大臣から伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 日本の外交政策はどこまでも平和に徹するということでなければならぬ、こういうふうには思ひます。その手段といたしまして国連の存在、私はこれは貴重なものだといふふうに考えております。私は、近い将来はいざ知らず、何とかして国連が強大化されて、世界は一つという

ような時期が来ることを政治家として希望をし、期待をいたしておるわけでありまして、そういう

際に国連に対してこれを講義するといふようなことがもしありとすれば、これははなはだ遺憾なことであるといふふうに考える次第でございます。

また第二に、中国の国連参加、これにつきましてははしはし申し上げているとおり、わが国は中国の国連参加、これは歓迎する、こういうふうにと申し上げているのです。これはきわめて明瞭なことである、かように考えております。

○床次委員長 伊藤君に申し上げますが、関連質問がなおありますから、簡潔にお願いいたします。

○伊藤(憲)委員 総理に伺います。そういたしますと、どこまでも平和に徹し、国連中心の外交をやる。アルバニア案では負けたけれども、国連でできた以上はそれを尊重して、国連に対する中国の加盟を尊重していくという、前向きな外務大臣からの発言があったわけでありませう。それに対して防衛庁長官の、難談とはいへないかと思ひます。その点について、総理は、あらためて日本外交のこれからのあるべき姿について簡潔に答弁願いたいと思ひます。そしてまた、その場合、やはり西村防衛庁長官の発言というものはきわめて重大であると私は強く感ずるわけでありませう。

○佐藤内閣総理大臣 日本の進むべき外交方向、方針というか、これはもう先ほど外務大臣の答えたとおりであります。これを私もそのとおり絶えず申し上げておる。ただ、まことに残念に思ひますのは、野党の諸君は、私が平和に徹すると言ふと必ず笑われる。それだけはやめていただきた

い。(いまは笑わない)と呼ぶ者あり) いまは笑われぬ。そのとおり、けっこうです。だから私は、平和に徹する外交を展開する、これが基本的な方針であり、中華人民共和国の国連加入、これは歓迎しておる。私もその提案した案は取れませんが、しかし、アルバニア案と私の案との相違はただ一点、台湾、中華民国の処置の問題であります。これだけが違ひだ。中国を国連に迎え

ること、また同時に、安保理事会の常任理事国にすること、これは同様であります。その点をいかにも別なものであるかのような言い方は、これは事態を十分正確に認識していただけない、かように私は思いますので、この際にはっきり申し上げておきまして、誤解のないようにいたしたいと思います。

次に、防衛庁長官の問題であります。これは冒頭に私が申し上げましたとおり、昨日、防衛庁長官を私は招致し、実情を聞き、同時に十分戒めてございまして、これは厳重訓戒だ、かように御了承いただきましたと思います。

○伊藤(總)委員 私は、総理に、国民の前に、厳肅にこの問題について態度を明確に答弁願いたいと思います。

それは、西村防衛庁長官は、御存じのように、全日空機問題で責任をとってやめた増原防衛庁長官のあとを継いで就任いたしました。しかしながら、先ほど来私が指摘いたしましたように、プレスクラブにおけるところの自衛隊の海外派遣発言——総理は否定なさりました。また、中国の国連復帰問題に関して、アルバニア案が国連で可決された翌日の十月二十六日に、「(当日だよ)」と呼ぶ者あり)当日ですね。当日に、この国連を諍訴する、いなかの信用組合のこの発言が著しく傷つけたと私は感じております。さらにまた、現職自衛官の犯行による自衛官刺殺事件、これなど考えてみますと、西村防衛庁長官は、きわめて不謹慎きわまりない発言をしていらつしやる。そしてまた、その責任の重大さというものは、前増原防衛庁長官にまさるものではないと私は思います。総理は、今回のこの事件の責任と、たゞ重なる不謹慎の発言を繰り返す西村防衛庁長官の責任を今後どのように考え、そしてどう処断なさるか、それを伺っておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 国民の前に國務大臣として当然あるべき姿、これは冗談だとかあるいはユーモアを交えたとかいうようなことで過せる問題で

はないと思ひます。どこまでもこれは厳肅な記者会見でなければならぬ。そういう点で誤解を受けるようなことがあってはならない。だからこそ、先ほど来いろいろ皆さん方の御意見も伺いつつ、私自身も昨日は叱責したような状況でございまして、(きょうは)と呼ぶ者あり)きょうはまた、皆さん方からこの問題について重ねていろいろの御意見がございまして。この御意見も、私は謙虚に承つておる次第でございまして、また、このうしろにいます西村君御自身が、皆さん方の御意見を十分胸に刻み込むような思いで聞いておられることだと思ひます。私は、こういう事柄が今後の政治のあり方として必ず国民の信頼を勝ち得る、とり得る、つなぎ得るゆえんだらうと、かように思ひます。

○床次委員長 門司亮君より関連質疑の申し出がありますので、この際、これを許します。門司亮君。

○門司委員 私は、きわめて簡単に、率直に、総理にお伺いをしておきたいと思ひます。

いままでかなり詳細に案件の内容等についてはお話を願つておりましたので、これ以上私から内容について聞くこともないとは、私限りにおいてはそう考えておきますので、総理からひとつ十分にはつきりした御答弁をこの際願つておきませんと、いま審議いたしております沖縄の復帰に關する法律は、一応まあ自民党の暴挙と言つて差しつかえのないことで成立はするであろうということだけは、これはまあ時間的にそう考えられます。しかし、そのものを受けて立つております、最も沖縄の住民の個々の人たちに對する關連した法案が、いまここで審議をされております。その審議の過程の中で、私もがいま政府に要求いたしております核抜きをはつきりしろというところ、あるいは基地の現状では認めがたい、これは一体将来どうなるんだというところを政府に迫つておる。またもう一つの問題は、VOAというやうな、日本に、本土にない施設を沖縄に認めようとする行き方、しかも、この行き方は、アメリカカ

強い要請だということがいわれておる。これらの問題は、あげてアジアの平和のためにきわめて重要な、日本の地位が変わることになりはしないかということ、いわゆるアメリカが、沖縄をアジアにおける彼らの戦略的なかめ石として重要視しておつた、それをそのまま日本が引き継ぐというやうな状態になるであらうということ、佐藤総理とニクソンさんとの会談の中に、これははつきり書かれておる。沖縄における基地の機能その他をそこなわないことだ、こう言つておられますから、まあアメリカの肩がわりだといわれてもしかたのないことだと私は考えておる。

こういう実情の中にあつて、そうして一方には、中国が国連に加盟をいたしてまいりました。アジアの問題が大きく変わらうといつておりますときに、何を好んで日本が、中共の、少なくともアジアの脅威にいままでなつておつた沖縄の実態をそのまま引き継ぐというやうなことが一体できるのかというところである。したがつて、その中にある、政府の、しかも、この問題に對して最も重要な關係を持つ自衛隊の派遣——自衛隊の派遣は国会の審議を経なくともよろしいと私は考えておる。これは防衛庁長官の行政的の一つの行為として行なわれるものである。非常に大きな重大な自衛隊派遣の権限は、防衛庁長官にあるということである。同時に、それを確保することのための公用地の五年間の強制的な存続というやうなことは、あげて日本が沖縄における軍事基地の確保と、軍事的にきわめて重要であつた、繰り返して申し上げますが、アメリカの基地の肩がわりをするであらうというところは、私もだけが議論していることではないと私は考えておる。このことは、中国をはじめとしてアジアの国々もよく、世界のいづれの国も、この問題に對して注目をしておることだと私は考えております。

そういう時期に、中国の国連加盟というものが、先ほどからしばしば言われておりますやうな、きわめて不統一不統一といふことははいかがかと思ひますが、論理的でない。何か国連といふものがおかしいんだというやうな長官の発言が、しかも二十六日という国連の採決の日でありまして、私は、タイム的に考えてまいりまして、非常に重大な時期だつたと考えておる。これがアルバニア案が決定されませんと半年も前のことなら、それはそのときの感じとして一応受け取つてもよろしいと思ひますが、すでにそういうことになつておると、アルバニア案との相違は、いま総理から申されましたように、基本的問題ではない。ただ、台湾の処置をどうするかということだけが違つておるといふことになる、国連に對する政府の意思というものは十分に固まつておつたと思ひます。その政府の意思が十分に固まつて、国連に中国の加盟をすることを歓迎し、理事国にもこれを推薦しよう、こういう時期に、一團僚が、私は繰り返してはいたしません、聞き捨てにならない発言をするといふことは、いかにも私は、佐藤内閣のアジア外交政策といふものを疑わざるを得ないのであります。

一体総理は、どうお考えになつておるかということである。私は、佐藤内閣が、アジアにおけるほんとうの平和のためにどうすればいいかということについて、国連の加盟等も認める時期だ、そうしてこれを理事国としてつづいて国連に迎えて、ほんとうにアジアの平和を維持していこうとされるお考えがほんとうであるとすれば、総理自身が、西村発言に對してはもう少し確固とした態度をこの機会に示されなければ、(「そうだ」「そのとおり」と呼び、その他発言する者あり)沖縄の問題等に対する審議は非常にむづかしいのではないかといいことである。われわれが政府の態度に對して疑心暗鬼を持ちながら、そうしてこれを審議するといふやうなことは、私も野党の立場だけではございませんで、沖縄の住民はもとより、国民全体が、政府の言つておること、今度のこの沖縄の処置といふことばを使えばおこられるかもしれないが、沖縄の処置に對する法案との関連性を考えてみますと、どうも政府の真意といふものは、アジアの平和に徹するとい

う佐藤総理の考え方とはいささか違つておるのではないかと感じを与えることが、私は非常に危惧されるのであります。

この問題が明確になりませんと、今後のこの法案の進め方にも、やはり私も考え方を要するにせねばならぬようなことが、より以上強い態度をとらなければならぬようになるかもしれない。こういうことを考えてまいりますと、ぜひひとつこの際、いろいろな関連性もございまして、また総理の立場もございまして、ひとつ日本の明るい豊かな沖縄をあなた方がこしらえるんだというその基礎の上に立つて、御答弁をわずらわせば非常に幸いだと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 門司君にお答えいたします。

私は、西村発言、これが重大な問題であるということは、昨日も私も承知してこれをいろいろトレスしたということでもおわかりだと思ひます。また、今朝も、各党からこの問題についていろいろきびしい御批判があり、またそれについて私は答えておりますから、あまり多くを申し上げることはなかりに思ひます。ただ、しかし、この問題を私自身は各党の皆さん方の御意見を謙虚に聞いている、そういうことだけはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

ところで、ただいまの沖縄の祖国復帰、これについて、このことがいかにもアジアの平和に逆行するかのやうな言い方をされる方がありますが、私は、これが日本に返ってくるのがアジアの平和に必ずプラスになる、かように実は思つておるのです。ただいま問題は中国の問題だ、台湾の帰属をめぐつて中国は一つだという、また正統政府は北京政府だ、あるいは台湾にもあるとかいうやうなことで議論されておりますが、沖縄の施政権がアメリカにある限り、この台湾と沖縄の米軍とが一体として行動することは、これはもう火を見るよりも明らかであります。

私は、沖縄が日本に返ることによって、いわゆる日米安保条約のワク内にその行動が限定される

というそのことは、何といつても中国にとりましてこれは幸いになることじやないかと思ひますが、あります。この点がどうしてわかつていただけないかと私は思ひます。私も、アメリカから施政権が日本に返つてきて、核抜きあるいはV O Aあるいは基地はそのままじゃないか、こういうことでいろいろ皆さん方からお尋ねがあり、これにいろいろ答えております。暫定的な措置だ、そういうことでしばらくしんぼうしてくださいということも申し上げておりますが、何よりも大事なことは、基本的にアメリカが自由に使える基地、それが今度返つてくれば、安保の範囲内に施設、区域が提供される、またその行動もそのもとにおいて制限を受ける、いわゆる事前協議の問題であります。そういうことで制約を受けるのでありますから、これは必ずアジアの平和、これを前進させることになるんだ、かように思つております。

そしてわが国のあり方については、いまさら申すまでもなく、平和に徹する日本の外交のあり方、これはもう誤解のないところだと思つておりますから、この点がさらに中華人民共和国におきまして日本のあり方を十分理解していただく、そのことによって、平和共存への道はたどれると私は確信をしております。(発言する者あり)ただいま、西村発言から意外な答弁をするんだというやうな不規則発言がございましたが、私は、その不規則発言もさることだが、ただいま申し上げるやうに、いまこの委員会が審議されている問題はここにあるのであります。同時にこれから発しての西村発言の追及だ、かように思ひますので、これは一体だと思ひますから、どうか私がただいま申し上げるやうな実態について、はつきりした考え方を申し上げておきますので、誤解のないやうにお願いいたします。

○門司委員 私もこれでやめようと思つていましたけれども、何か誤解だと、こう言いますから、

私どもの聞いていることも、ひとつ総理、誤解しないやうに聞いておいてもらいたいのです。私どもは、何も返つてくるのがよろしいのだということについて別に反対しているわけでも何でもない。ただ、返つてくるにいたしましては、その態様があまりにもわれわれの考えていることと違ひるのであつて、沖縄の百万の島民の人に安心が与えにくい。ほとんど基地も変わらなければ、V O Aもあるじゃないか、公用地等についても強制的に使われるじゃないか、あるいは基地の態様等についても、核があるかないかというやうなことに ついても、それだけ不安を持つておる。こういうものをなくすというこのために、私どもは、沖縄の審議をどうしてもかなり日数をかけ、時間をかけて、そうしてほんとうに沖縄が返つてくる、ことがよかつたというやうなことにしなければ、これは国会としても政府としても、私は沖縄の諸君に對しては済まないと思ひます。返つてくることだけを前面に押し出して、そしてその内容がこれとららばは裏切つてゐるやうなことがあつてはならない。それを考へてまいりますと、どう考へても、いままで出ておる法案をずっと並べてきて、そしてそれを信頼せよと、いま誤解しないやうにと言われておりますけれども、政府のほうで、私どもがそういう心配をしてゐるやうなことを十分にひとつ誤解しないで聞いておいてもらいたい。

その上に立つて西村発言を聞いてみますと、どうも政府は、返つてくるのが先決で、豊かな沖縄をこしらへるのだと言われておるが、その腹の中には、こういうことを使えばあるいはあとで私は取り消してもけつこうだと思つておるやうな、安保条約の網をかけたおるからどういふ事態であつてもよろしいんだということは法理論的にはわかりません。しかし、その実態になつてイエスかノーかということが問題になつてまいらうかと思ひます。西村発言のやうなことが、内閣の

意思の中にどこにある。ことに、最も重要なイエスかノーかといふかになつておるものは、何といつても、具体的に、私は防衛庁の意見だと考えます。その防衛庁の意見でなければならぬものか、長官が、いかにも中国を敵視するやうなものの考え方がある、非常に困りしなうかといふことを実は私は申し上げておるのではありません。その点についてのひとつの政府のまゝたつた総理大臣の見解をただしておるのではありません。どうか私の言つてゐることも誤解しないで聞いておいて、答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん防衛庁長官も、自分の担当する範囲においては責任をもつて行動はいたします。しかし、事柄の性質上、事前協議の対象になる、そうして日本が戦争に巻き込まれる危険が多分にある、こういうやうな重大問題は、防衛庁長官一長官にまかすわけにはまいりません。総理自身の責任においてこれは処理されること、そのことをはつきり申し上げておきます。

○床次委員長 あと関連質問がありますので、簡潔にお願いします。

○門司委員 これは私は、何もそのことを聞いておるわけではございません。私も知つております。国防会議の議長はあなたであります。総理大臣もあなたであつて、別に防衛庁長官がどんなにしゃちほこ立ちしたからといって、かつてに軍を動かすわけにはいかないかと私は思ひます。これも論理的にはそうなんです。法律的にはそうなんです。しかし、ものが法律のとおり運用されれば、戦争など起こるはずがないのであります。私が危惧いたしますのはそのことであつて、法律が法律のとおり動いておれば何も問題はなし。しかし内容が、それを取りきめをする段階でその点を十分たてておきませんと、間違つた解釈の中からくる行為といふものは往々にして戦争を導き、いろいろな問題を導いておるのであつて、よけいなことのようにありますけれども、今日まで世界のどこの条約を見ても、何を見ても、お

まえの国と戦争するぞなんというような条約を結んだ国はどこにもありはしない。みんな平和条約をずっと結んで、その平和条約を結んでいるのが裏切られて戦争になるのでありまして、私どもは、必ずしも法理的にこれでいいのだという総理の答弁にはなかなか承服したいのであります。したがって、少くともいふまでもありますけれども、もう一度総理からそういうものを前提にして、絶対にそういうことをさせないのだということ、かしをひとつとて立てていただくかということ、を、この審議をする問題について非常に重要な問題でありますので、御回答願っておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 たいま同じようなことを申しますが、これはもう門司君、十分法制は明らかで、多分を申し上げる必要はございません。防衛庁長官の単独でいろいろなことがきめられる、さうなことはございせんから、御心配のないようをお願いいたします。

○床次委員長 此の際、東中光雄君より閣連質疑の申し出があります。この際、これを許します。東中光雄君。

○東中委員 総理にお伺いしたいのですが、西村長官に対して注意をした、叱責をした、厳重訓戒をした、こう言われたのですけれども、いわゆる西村発言の内容については、昨日西村長官にお聞きになったけれども、内容は忘れておるといふことで、よくわからなかった、こう言われておるわけでありまして。わからないけれども叱責をした。これは論理的にはどうもおかしいわけでありまして。この内容が、先ほど来、堀あるいは橋本委員から指摘をされました。床次官房長は事実を肯定しています。ちゃんとかわないけれども、全項目について肯定をしています。そういう状態で、この事実が全部西村発言の中にあったということ、事は国連の問題、中国の問題、基本的に総理の言われている方向と違ふ発言をされているわけですから、しかも、まさに全く違ふ方向の発言を

されているわけですから、そういう閣内不統一の事実がきょうの審議で明らかになっている。ゆるべの段階で叱責されたことと違つた状態が起つていっているわけですから、叱責だけでは済まない問題ではないかと思うのですが、この内容が全部認められておるといふ立場で、なお叱責だけで済まされるのか、はつきりとした閣内不統一に対しての処置をとられるかどうか、重ねてお聞きしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来お答えしたところで、東中君も誤解なしに私の答へ、私の考え方を把握していらつしやうと思ひます。私は、西村防衛庁長官から当日の模様を聞きました。また私自身も、しばしば記者会見をいたしました。そういう際に、ユーモアを交えることもあります。そういう方向の話をすることもあります。しかし、そのあとで一つの作文になつてみると、本来の本旨でないような表現にまよつてくることもしばしばござい

ます。そこで私は、西村君にいろいろな話をしたわけですが、とにかく大臣、そういう立場において放言もよろしいが、どうも嚴重に、慎重に発言をしないと、意外な影響を国民に与えるのだ、これは大それたことです。これは閣内大臣なんだ、こういうことで叱責をしたわけでございます。ただいま言われるような閣内不統一の状態ではございせん。もしも私のこの注意を西村君が聞かないなら、それこそ言われるとおり閣内不統一、こういうことになりましてけれども、そうじゃないのです。自分も考えがそこまで足らなかったといふことで、これは十分戒心するといふことでございまして、この点では、いわゆる不統一といふことは当たらない、さうに御了承いただきたいと思ひます。

○東中委員 これは表現の問題ではないわけですが、先ほど来指摘されましたように、思想の内容が問題になつていっているわけですから、明らかに表現のしかたは、冗談といふような形をとつたり、いろいろ

ろな卑俗な例をとつたりしているかもしれせん。その中で出ておる思想がいま問題になつてい

るのです。表現がまずかつたからもう少しうまく言つたらいいのだ、氣をつけて言えはいいのだといふような問題ではなくて、内容はこういふことだから、これが問題になつていっているわけであり

ます。時間がありませんから西村長官にお聞きしたいのですが、これだけ問題になつてい

るのです。責任をとつておやめになる、みずから責任をとつてその進退を明らかにされる、こういう意思はおありかどうか、最後にお聞きしておきたい。

○西村(重)閣内大臣 けさからしばしば申し上げ

ますように、私の発言が中心になりました。たいへんな御迷惑なり疑惑なりあるいは御批判なりが出て

いることは、十分私は承つておりました。ただ事柄が記者会見のあとの雑談でござい

ます。しかしそれにしましても、たいへんな問題がさういふふに論議されるということ自体は私の不明であるといふことは、重々おわびを申し上げる次第であります。

○堀委員 いま総理は、謙虚にわれわれの話を聞くと、こうおつしやいましたね。いま西村防衛

長官は、規律を厳守する、朝霞の問題について規律を厳守する——自分の発言に責任を

持たない者が、一人にそれを求める権利がありますか。これはきつめて重大な問題であります。

さらにもう一つは、いまある述べられたようなものの考え方は、そんなにすぐ切りかえるわけにはいかない問題であります。われわれはいま各党

ごとつて、野党四党が、西村長官の責任を明らかにすることを求めておるわけでありまして、当委員会には、きつめて問題があるといふ公用地の暫

定使用に関する法案を長官が提案をしておるわけでありまして。このよう

な自分の発言に責任を持たないような無責任な長官のもとで審議を継続するわけにはわれわれ野党はまいらない、こう考

へるわけでありまして。委員長の善処を要望いたします。

○床次委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○床次委員長 速記を始めて。

ただいま堀君から委員長に対して御要請がありましたが、この問題につきま

しては、理事会におきまして善処いたしたいと存じます。

○堀委員 一応発言を終わります。

○床次委員長 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十六年十二月八日印刷

昭和四十六年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

(第二類 第二号)

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第九号(その二)

(二二四)(その二)

衆議員沖繩派遣議員団報告書
衆議院沖繩派遣議員団の派遣概要を左記のとおり報告いたします。

昭和四十六年十二月

衆議院沖繩派遣議員団団長

衆議院議員 床次 徳二

衆議院議長 船田 中殿

日次

第一 派遣議員団の構成

第二 派遣の目的

第三 派遣日程

第四 意見陳述者及びその意見要旨

1 第一班(沖繩本島)

2 第二班(先島諸島)

第一 派遣議員団の構成

団長

衆議院議員 床次 徳二

衆議院議員 金丸 信

衆議院議員 國場 幸昌

衆議院議員 二階堂 進

衆議院議員 湊 敬郎

衆議院議員 毛利 松平

衆議院議員 久保 三郎

衆議院議員 細谷 治嘉

衆議院議員 中川 嘉美

衆議院議員 門司 亮

衆議院議員 天野 光晴

衆議院議員 池田 清志

衆議院議員 石井 一

衆議院議員 宇田 國榮

衆議院議員 小淵 恵三

衆議院議員 大石 八治

衆議院議員 大野 明

衆議院議員 大村 襄治

衆議院議員 木野 晴夫

衆議院議員 佐藤 文生

衆議院議員 佐藤 守良

衆議院議員 田中伊三三

衆議院議員 田中 龍夫

衆議院議員 谷川 和穂

衆議院議員 西銘 順治

衆議院議員 藤波 孝生

衆議院議員 三ツ林弥太郎

衆議院議員 箕輪 登

衆議院議員 武藤 嘉文

衆議院議員 村田敬次郎

衆議院議員 森 喜朗

衆議院議員 山下 徳夫

衆議院議員 豊 永光

衆議院議員 井上 普方

衆議院議員 石川 次夫

衆議院議員 川俣健二郎

衆議院議員 木島喜兵衛

衆議院議員 武部 文

衆議院議員 美濃 政市

衆議院議員 山口 鶴男

衆議院議員 伊藤惣助丸

衆議院議員 桑名 義治

衆議院議員 斎藤 実

衆議院議員 二見 伸明

衆議院議員 小平 忠

衆議院議員 田畑 金光

衆議院議員 東中 光雄

衆議院議員 米原 昶

第二 派遣の目的

沖繩復帰に伴う関係国内法案について現地沖繩

各界代表者から意見聴取のため

第三 派遣日程

十二月一日(水)

時 分

七・三〇 東京国際空港発

一〇・一〇 那覇空港着

(沖繩本島班)

一・一〇〇 各界代表から意見聴取(立法院)

(先島諸島班)

一・一〇〇 那覇空港発

二・一〇五 宮古空港着

一三・三〇 各界代表から意見聴取(平良市役

所)

十二月二日(木)

(沖繩本島班)

一〇・〇〇 各界代表から意見聴取(立法院)

(先島諸島班)

九・〇〇 各界代表から意見聴取(平良市役

所)

一四・〇五 宮古空港発

一四・五五 那覇空港着

(両班合同)

一六・〇〇 那覇空港発

一八・二〇 東京国際空港着

第四 意見陳述者及びその意見要旨

1 第一班(沖繩本島)

意見陳述者及びその意見の要旨は次のとおりである。

一 琉球政府立法院議員 桑江朝幸君

(一) 沖繩県民が一日も早く祖国に帰りたいとい

う心情に水をさすようなことがあってはなら

ない。返還協定をやり直せという論議は、基

地の状態も、経済の状態も、米軍の治外法権

も、現状のまま辛抱してよいということにな

る。

(二) 反戦平和、即軍事基地撤廃の単純な議論に

は疑問を抱く。基地経済にかわる県民の生活

手段を具体的に講じないままに、基地経済か

ら脱却をはかれないのは、県民の生活手段

を奪うに等しい。

沖繩返還の後、基地の整理、縮小と、それ

にかわる産業の振興は国の施策として実現さ

れることと信じている。

(三) 新生沖繩県の出発にあたって、国会、官界

において沖繩の声がかき消されることのない

よう特別に配慮してほしい。

(四) 大阪・鹿児島と沖繩との間に、国の全額負

担によって、定期快速船を就船させてほしい。

二、沖繩県祖國復帰協議会会長 桃原用行君

(一) 悲惨な戦争体験から我々は、一切の軍事基

地を撤去し、平和憲法の下に帰るために返還

運動を行ってきたが、返還協定は米軍基地

を認め、自衛隊を配備するなど沖繩に再び玉

砕を求めるものであり、協定のやり直しを要

求する。

(二) 沖繩の経済的な建て直しのための公共投融

資等十分な措置は、自治権を尊重した形でと

るべきである。

(三) 基地労働者、基地業者は、米軍に土地を取

り上げられた犠牲者であるから、特段の措置

がなされなければならない。また、たばこ産

業の労働者と農民、製塩業者についても理解

を深めてもらいたい。

(四) 円の価値の切り上げが行なわれた場合、通

貨の切換えに際し沖繩はどうなるのか疑問が

残る。がまんをしろというのでは県民の生活

設計は根柢からくつがえされる立場にあるこ

とを理解願いたい。

三、元琉球政府行政副主席・元琉球大学教授 赤

嶺義信君

(一) 返還協定は、抜抜き本土並み、七二年返還

が一応貰われたものとして評価する。

(二) 復帰関連七法案は大本において適当かつ妥

当のものであり、すみやかに可決されるよう

訴える。

第二類第二号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第九号(その二) 昭和四十六年十二月三日

(三) 振興法案は、沖縄公庫法案、開発庁法案と相俟つて、振興開発について国の特段の措置を規定し、住民生活及び住民福祉の向上を意図したものであることは明らかであるが、振興計画の策定実施にあたっては、県民意思を最大限に尊重する等の配慮を要する。

(四) 特別措置法案は、沖縄への考慮がかなり親切、細心に払われており、同法案の審議成立を望む。

(四) 公用地等暫定使用法案については、返還協定の実施及び民生経済の面から見てやむを得ないと思われるが、地主との契約をたてまえとし、また暫定期間はなるべく短期間とし、さらに正当な損失補償、基地の再編、整理統合が行なわれるべきことはいずれも望ましい。

四、沖縄経営者協議会専務理事 新里次男君

(一) 返還協定は国民主権を沖縄県民に回復させることに本質があり、基地の問題等返還に伴う条件は、復帰を実現した後、全国民的な論議の中で審議していくべきであるという理解に立ち、返還協定には賛成である。

(二) 復帰関連法案については、ショックや摩擦を防いで、すみやかに国内の法律体制や社会制度の中へ組み入れようとするものであり賛意を表する。経済の開発にあたっては、かつての本土府県の失敗を繰り返すことのないよう理想的な経済開発を進めたい。

(三) 公用地等暫定使用法案については、国家主権を防御する立場から一日も空白があつてはならない等の理由により認めざるを得ない。

(四) 海洋万博をぜひ実現するとともに那覇空港を国際空港として位置づけてもらいたい。

五、沖縄人権協会事務局長 金城 隆君

(一) 米軍によるさまざまな人権侵害がほとんど補償されることなく放置されているか、補償されても、全く不十分なのが実態である。国内措置として補償することもなくこれらの請求権が放棄されたことに抗議する。

(二) 現実の裁判のやり方も、法論理的にも、憲

法上の裁判ということには絶対になり得ないし、沖縄の裁判を日本がそのまま承認するということは日本の主権の名において許されない。少なくとも刑事事件については、奄美方式によるべきである。

(三) 公用地等暫定使用法案は、使用期間が五年という長い期間であること、土地収用法で許されないことを公用地という名目でやろうとしていることなど、沖縄を差別するものであり憲法違反である。

(四) 尖閣列島その他沖縄周辺陸海域の地下資源の開発は沖縄の主体性、沖縄の利益をそこなうことがないよう処置されたい。

六、那覇市議会議員 金城重正君

(一) 祖国は、二十六年間異民族支配のもとで呻吟してきた百万同胞に代えて、沖縄県民に復讐してよかつたという安堵感を与えてほしい。

(二) 返還協定は、日米双方の理解と信頼の結晶である。

(三) 復帰関連法案は、県民にとって少々不満の点はあるかもしれないが、すみやかに成立を見て、本土の体制の中に沖縄が入ることによつて、花も実もある沖縄県の指針が得られるものと信じている。

(四) 琉球政府も那覇市も財政的貧困のため、住宅、道路、港湾、都市計画が遅滞しているが、開発庁法案、振興法案が目の目を見ることにより、新生沖縄県発展のため万全の体制ができるものと信じている。

七、那覇市役所復興対策室長 赤嶺幸信君

(一) 平和で豊かな住民福祉のための平和憲法のもとに、一日も早く復讐できることを願っていたが、返還協定の審議にあたっては、県民不在の結論が出されていると解釈せざるを得ない。

(二) 公用地等暫定使用法案は、財産権の不可侵を規定した憲法第二十九条に抵触するものであり、米軍基地の存続を正当化し、自衛隊の配

備を容易ならしめるものである。本土にくらべ、膨大な米軍基地の存在により、県民の生活は圧迫され、人権は無視されてきたが、軍事基地の維持強化を目的とした本法案には反対の意を表せざるを得ない。

(三) 自衛隊の配備については、沖縄県民は、悲惨な戦争の経験から、生きる本能として自衛隊を軍隊であると考えており、これを実現させてはならない。

(四) 沖縄の道路は、用地の取得がなされないまま道路として使用されているものが相当あるので、この問題は、復讐と同時に解決されなければならない。

八、沖縄同盟副書記長 当山方宏君

(一) 佐藤訪米反対、返還交渉粉砕、また核抜き返還等多くの主張のある中で、交渉なきところには返還はあり得ず、また沖縄返還に際しては、核を否定し、基地の自由使用の排除と本土並み基地縮小を主張してきたが、このたびの返還協定は非核三原則をなしくずし、VOAなどを認めるものなので、支持することはできない。

(二) 自衛隊の配備については、日本をとりまく国際情勢は、六千八百名という規模の自衛隊の配備を必要としないし、また、第二次大戦における残酷な戦争体験、さらに戦後四半世紀に及ぶ異民族支配の中で、基地があるための人権問題の苦しい体験から反対するものである。

(三) 通貨の切り換えは、住民生活の安定のためにも、一ドル三百六十円のレートで早期に実施せられたい。

(四) 労働問題、社会保障問題等については、建議書を参考にしたい。

九、沖縄市町村軍用地地主会連合会副会長 赤嶺 慎英君

(一) 沖縄の軍用地が引き続き米軍の使用に供されるならば、日本政府は、個々の地主と新たな貸借契約を締結すべきである。

(二) 現行の軍用地料は、平均の単価が十六セントという安い軍用地料であつたため、莫大な損失を強要されてきた。

(三) 地主会連合会の試算によると、沖縄の軍用地料の要求額は二億三千万円になる。この要求額であれば、連合会長と日本政府の間で地料の折衝を進めてもよいという権限を与えられている(一村を除き)ので、要求額が認められれば、契約してもいいということに連署する解釈も成り立つ。もちろん契約の段階からは地主個人の権利である。

(四) 収用された土地、地主の居所不明の土地、非細分土地等の問題については、十分研究の上、国会の審議にわれわれの要求を反映してもらいたい。軍用地地主が堂々と権利を回復して満ち足りるような法律をつくっていただきたい。

十、沖縄県労働組合協議会議長 仲吉良新君

(一) 返還協定については、復讐の主人公である沖縄県民の気持ちに政府が体して、協定の内容をよくあてがったとは思わない。

(二) 沖縄の現在の民主的諸権利、制度は、米軍が与えてくれたものでなく、二十六年間の戦いの中から確立したものであるが、復讐の名のもとにこれがなくなっていくとしていく。法案については県民の声を傾け、県民の声によって修正してほしい。

(三) 教育委員の公選制は定着しており、任命制にするのは反対である。

(四) 地方公務員法の適用は労働基本権を守る立場から反対である。

(五) 軍労働者が、本土並みにならないで、権利の制限を受けることのないよう配慮してほしい。

(六) 公務員労働者の現号俸を保障し、民間労働者を含めて年休の買上げ制度を残してほしい。

(七) たばこ企業、通関業の労働者の雇用について配慮することにも、復讐に伴い失業者の発

現行の軍用地料は、平均の単価が十六セントという安い軍用地料であつたため、莫大な損失を強要されてきた。

(三) 地主会連合会の試算によると、沖縄の軍用地料の要求額は二億三千万円になる。この要求額であれば、連合会長と日本政府の間で地料の折衝を進めてもよいという権限を与えられている(一村を除き)ので、要求額が認められれば、契約してもいいということに連署する解釈も成り立つ。もちろん契約の段階からは地主個人の権利である。

(四) 収用された土地、地主の居所不明の土地、非細分土地等の問題については、十分研究の上、国会の審議にわれわれの要求を反映してもらいたい。軍用地地主が堂々と権利を回復して満ち足りるような法律をつくっていただきたい。

十一、沖縄県労働組合協議会議長 仲吉良新君

(一) 返還協定については、復讐の主人公である沖縄県民の気持ちに政府が体して、協定の内容をよくあてがったとは思わない。

(二) 沖縄の現在の民主的諸権利、制度は、米軍が与えてくれたものでなく、二十六年間の戦いの中から確立したものであるが、復讐の名のもとにこれがなくなっていくとしていく。法案については県民の声を傾け、県民の声によって修正してほしい。

(三) 教育委員の公選制は定着しており、任命制にするのは反対である。

(四) 地方公務員法の適用は労働基本権を守る立場から反対である。

(五) 軍労働者が、本土並みにならないで、権利の制限を受けることのないよう配慮してほしい。

(六) 公務員労働者の現号俸を保障し、民間労働者を含めて年休の買上げ制度を残してほしい。

(七) たばこ企業、通関業の労働者の雇用について配慮することにも、復讐に伴い失業者の発

現行の軍用地料は、平均の単価が十六セントという安い軍用地料であつたため、莫大な損失を強要されてきた。

(三) 地主会連合会の試算によると、沖縄の軍用地料の要求額は二億三千万円になる。この要求額であれば、連合会長と日本政府の間で地料の折衝を進めてもよいという権限を与えられている(一村を除き)ので、要求額が認められれば、契約してもいいということに連署する解釈も成り立つ。もちろん契約の段階からは地主個人の権利である。

(四) 収用された土地、地主の居所不明の土地、非細分土地等の問題については、十分研究の上、国会の審議にわれわれの要求を反映してもらいたい。軍用地地主が堂々と権利を回復して満ち足りるような法律をつくっていただきたい。

十二、沖縄県労働組合協議会議長 仲吉良新君

(一) 返還協定については、復讐の主人公である沖縄県民の気持ちに政府が体して、協定の内容をよくあてがったとは思わない。

(二) 沖縄の現在の民主的諸権利、制度は、米軍が与えてくれたものでなく、二十六年間の戦いの中から確立したものであるが、復讐の名のもとにこれがなくなっていくとしていく。法案については県民の声を傾け、県民の声によって修正してほしい。

(三) 教育委員の公選制は定着しており、任命制にするのは反対である。

(四) 地方公務員法の適用は労働基本権を守る立場から反対である。

(五) 軍労働者が、本土並みにならないで、権利の制限を受けることのないよう配慮してほしい。

(六) 公務員労働者の現号俸を保障し、民間労働者を含めて年休の買上げ制度を残してほしい。

(七) たばこ企業、通関業の労働者の雇用について配慮することにも、復讐に伴い失業者の発

現行の軍用地料は、平均の単価が十六セントという安い軍用地料であつたため、莫大な損失を強要されてきた。

(三) 地主会連合会の試算によると、沖縄の軍用地料の要求額は二億三千万円になる。この要求額であれば、連合会長と日本政府の間で地料の折衝を進めてもよいという権限を与えられている(一村を除き)ので、要求額が認められれば、契約してもいいということに連署する解釈も成り立つ。もちろん契約の段階からは地主個人の権利である。

(四) 収用された土地、地主の居所不明の土地、非細分土地等の問題については、十分研究の上、国会の審議にわれわれの要求を反映してもらいたい。軍用地地主が堂々と権利を回復して満ち足りるような法律をつくっていただきたい。

生が想定されているので、県民のために産業を開発するとともに、失業に対する特別措置法を制定してもらいたい。

(V) 開発庁法案で、総合事務局が沖縄に置かれるようになっているが、この業務を県にさせるよう修正してほしい。

十一、コザ市商工会議所理事 福山利雄君

(一) 基地関係事業は昨年のコザ事件以来収入は大きく落ち込み、ほとんどの業者が安定した事業に転業したいという意欲を持っているが、沖縄の経済開発が具体化されていないので、転業の方向が見つかからない。コザ地区の経済の混乱は、国家行政がいまの沖縄にないことによるものであり、このような国家行政の不在は一日も早く埋めなければならぬ。そのためにも一日も早く復帰を実現してほしい。

(二) 自衛隊の沖縄移駐は公共の福祉を守るために当然である。

(三) 新全線の中で沖縄が独立のブロックとして取り扱われ、重点的な開発を受けるという復帰政策案の決定を歓迎するとともに、そのような構想を推進する沖縄開発庁、沖縄振興開発金融公庫の設置を歓迎する。

(四) 復帰が七二年四月一日に実現し、長期開発計画が早急に策定され、基盤整備が行なわれることを念願する。そのためには、関係七法案を承認し、返還協定の批准の交換の一日も早からんよう努力したい。

十二、豊見城村長 又吉一郎君

(一) 本土の沖縄化をはかり、安保条約を実質的に変更し、日本の軍国主義を進めようとする返還協定を認めることはできない。

(二) 公用地等暫定使用法案は、憲法に違反し、私有財産権を侵す土地強制収用法案である。

(三) 地域開発計画の策定にあたっては、県民が主体的に参加できる保障がなければならぬが、振興法案においては、県民主体の開発計画にはほど遠いものである。

(四) 沖縄公庫法案については、公庫の資本金に対する国の支出の積極的規定がなく、しかも、役員は、主務大臣が任命することになっており、沖縄経済に対する中央の支配を強めるための機関ではない。

(五) 沖縄の開発には、基地も核もない環境で平和産業が伸展しなければならず、そのために、五年間に三十億ドルが必要であり、国庫支出が保障されるよう協力願いたい。

以上の意見を意見陳述者から聴取した後、派遣議員から意見陳述者に対し意見に関して質疑が行なわれたほか、憲法第九五条の適用、琉球政府建議書の裁判の効力に関する事項と琉球政府の沖縄復帰政策要綱要請書との関係、沖縄振興開発審議会の構成、地籍調査、軍用地の開放と地域開発、たばこ耕作、通貨切り換えと物価問題、通貨切り換えと資金問題、医介輔・歯科医介輔、道路の通行区分、生活必需品物価格安定資金、核抜き確認方法、CIA基地等について質疑が行なわれた。

2 第二班(先島諸島)

意見陳述者及びその意見の要旨は次のとおりである。

一、宮古商工会議所理事 平良恒四郎君

(一) 復帰関連法案(次(二)の二法案を除く)の早期成立によって、豊かな沖縄県づくり、更に先島の振興に取り組んでほしい。

(二) 公用地暫定使用法案及び防衛庁特別措置法案の成立なくして、復帰の実現はあり得ないと確信するので、これらは万やむを得ない措置である。

(三) 返還協定の不備、不満な点は、一日も早い復帰を実現してこそ逐次是正していけると確信する。また、将来、基地の縮小に政府の努力を要望する。

(四) 自衛隊の配備は、自分の国は自分で守るという立場、更に災害救援の観点から当然である。

(五) 防衛庁特別措置法案は、基地周辺の整備な

ど県民福祉の向上を図る立場から、その成立を希望する。

二、沖縄県祖国復帰協議会宮古支部長 池村正義君

(一) 日米共同声明路線による返還協定のやり直しを求める。

(二) 米軍基地の存続、自衛隊の配備を行なおうとする公用地暫定使用法案には反対である。

(三) せっかく育ってきた沖縄の教育委員の公選制を任命制に切り替えることは反対である。

(四) 経済開発に関して地方自治権を侵害せず、平和産業の開発を支柱とする開発法案を制定されたい。

(五) 復帰にあたって、俸給額が(変動相場制移行後の)ドル換算率によって減俸されることのないよう要求する。

(六) 戦時中、強制疎開者が帰国途上遭難した「さかえ丸事件」等の補償問題を解決された。

三、上野村長 下地一弘君

(一) 返還協定の衆議院における可決を歓迎する。

(二) 軍用地地主及び基地雇用員の生活を無視する基地の即時全面撤去論には賛成できない。

(三) 核抜きについては、日米相互の信頼の上に立った返還協定を信ずる。

(四) 特に沖縄においては、災害救助の観点から、他府県並みに自衛隊の配備は必要である。

(五) 基地の完全撤去など要求が完全にいれられなければ、復帰が遅れてもよいとの意見には反対である。

(六) 一日も早く復帰して、千ばつ対策の充実を図るとともに、公共投資の増大による所得格差の解消、先島、宮古の振興を図られたい。

(七) 軍用地の地料六・八倍の要求が了解されれば、(その継続使用について)合意に達したと見るべきであり、更に、地主には反対者はいないとも聞いている。

四、平良市教育委員長 下地 博君

(一) 返還協定可決の報に、県民多数が本土復帰ができるという安心と喜びを持ったと確信する。

(二) 二十六年間、米国の施政権にあったことに伴う教育、社会福祉等の格差解消、商業対策、災害対策の充実、ドル・ショックによる県民生活の不安の解消の問題は、早期復帰によってのみ早く解決できる。

(三) 振興法案、開発庁法案及び沖縄公庫法案は、沖縄が長い間待ち焦がれていた適切な法案であり、全面的にその成立を願いたい。

(四) 特別措置法案は、教育委員について任期満了までその職にあるものとみなすよう修正すべきである。

五、前石垣市助役 牧野 清君

(一) 明治五年の「分島問題」にみられるように、国際間の話し合いは国際情勢によって変り易いものであるから、付属の諸法案も含めて、一日も早く返還協定を批准するに必要な手続を急ぐべきである。

(二) 復帰関連法案については、大綱として妥当な線である。

(三) 選挙の余波が教育の場に影響する教育委員の公選制を、復帰後は本土並みに任命制とすることに賛成である。

(四) 教育施設の整備拡充をお願いしたい。

(五) 自衛隊の配備は、先島が日本の最南端であること、災害救援の面、また、基地経済の肩代りという面から必要である。

(六) 台風、千ばつに対する災害対策について、特別の法的措置を講じられたい。

(七) 社会、厚生面について、戦時中、台湾へ疎開中、遭難した者に対する配慮をされたい。

六、平良市議会議員 垣花恵栄君

(一) 返還協定の強行採決は、遺憾である。

(二) 公用地等暫定使用法案には違憲性があるの

七、沖縄教職員組合八重山支部書記長 前津 武君

- (一) 返還協定は、前文の性格から見て反対である。
- (二) 憲法制定の原点に立ち、自衛隊の配備には反対である。
- (三) パイロット訓練飛行場は軍事基地化するおそれがある。
- (四) 米資産の有償引継ぎは、施政権の買い取りであるので反対である。
- (五) VOAについて立法院の決議、電波法から見て即時撤去させよ。
- (六) 教育委員会の公選制は、教育の独立を守るための最良の制度であるから、存続させよ。
- (七) 公務員の身分を完全に保障されたい。
- (八) 農業基盤の整備、長期低利の営農資金等の制度等を講じられたい。
- (九) 建設業 西里松太郎君
- (一〇) 復帰促進の観点から返還協定の議決に賛成する。
- (一一) 復帰関連法案については、大綱について賛成である。
- (一二) 沖縄の産業開発計画は、気象的、地理的実情に即して立てられたい。
- (一三) 先島の糖業、パイナップル、畜産、水産の振興開発を図られたい。
- (一四) 海洋博の分会場を先島に設けられたい。
- (一五) 地元業者にできる工事は地元建設業者に優先的に指名入札させられたい。
- (一六) 宮古地区労働組合協議会議長 奥平玄孝君
- (一七) 世界平和を願望し、一切の軍事基地を否定する。
- (一八) 職務に専念できるよう公務員労働者の完全な身分保障を早急に講じられたい。
- (一九) 労働条件については既得権を認められたらいい。
- (二〇) 地公法、教公二法等の沖縄への適用については、県民の意思を十分に反映されるよう慎重な配慮を望む。

十、宮古原水協理事長 花城恵喜君

- (一) 返還協定の採決は認められたい。
 - (二) 公用地等暫定使用法案は、米軍の強制接収を合法化し、自衛隊を配備し、地域開発の障害となるものであるから反対である。
 - (三) 開発三法案は、資本家に奉仕するものであり、自然破壊を生じ、知事権限の縮小、県の特別会計の吸い上げを図るものであり、反対である。
 - (四) 対米請求権の放棄は、米軍人軍属の犯罪肯定につながり差別的である。また、見舞金という形で補償することは問題である。
 - (五) 米の文化センターの買い取りは血税の浪費である。
 - (六) 教育委員会の公選制は全国に広める価値がある。
 - (七) 一ドル三百六十円の交換レートを維持されたい。
 - (八) 公務員の既得権を認められたい。
 - (九) 先島の干ばつに対し、かんがい施設の完備を早期に実現されたい。
- 以上の意見を意見陳述者から聴取した後、派遣議員から陳述者に対し、意見に関して質疑が行なわれたほかサンフランシスコ平和条約第三条に対する評価、開発庁設置と自治権の尊重、政府の円・ドル交換措置に関する決定、生活必需品資価格安定資金等ドルショック対策の効果、基地経済からの脱却による経済開発、離島における生活・所得水準の本土並み向上策、過疎化防止策、製糖会社に対する救済措置、先島における害虫の防除策、西表の開発と自然保護、本土資本の土地買占めの現状、外資企業の権益保護、教育水準の現状、医療保険制度等について質疑が行なわれた。
- (注) 右の意見の陳述中
特別措置法案とは沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)、改廃法案とは沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)、振興法案とは沖縄振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)、沖縄公庫法案とは沖縄振興開発金融公庫法案(内閣提出第四号)、開発庁法案とは沖縄開発庁設置法案(内閣提出第五号)、公用地等暫定使用法案とは沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)、防衛庁特別措置法案とは沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(内閣提出第七号)、返還協定とは琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)をいう。

〔沖縄派遣議員団の現地における意見聴取に関する記録は附録(その一)に掲載〕